

武蔵野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成30年12月4日

提出者 武蔵野市長 松下玲子

武蔵野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例

武蔵野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例（平成26年12月武蔵野市条例第44号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の下線が引かれた部分については、それぞれ対応する説明の欄に掲げる改正を行い、改正後の欄の下線が引かれた部分とする。

次の表中、改正前の欄又は改正後の欄にのみ下線が引かれた部分については、それぞれ対応する説明の欄に掲げる改正を行う。

改正前	改正後	説明
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）に基づく子どものための教育・保育給付（法附則第6条第1項の規定による保育費用の支払を含む。別表備考8において同じ。）に係る支給認定保護者又は扶養義務者（以下「利用者」という。）が負担すべき費用（以下「利用者負担」という。）について、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>別表（第3条関係）</p> <p>1及び2 （略）</p> <p>備考</p> <p>1から6まで （略）</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）に基づく子どものための教育・保育給付（法附則第6条第1項の規定による保育費用の支払を含む。別表備考9において同じ。）に係る支給認定保護者又は扶養義務者（以下「利用者」という。）が負担すべき費用（以下「利用者負担」という。）について、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>別表（第3条関係）</p> <p>1及び2 （略）</p> <p>備考</p> <p>1から6まで （略）</p> <p><u>7 所得割の額を計算する場合において、支給認定保護者又は当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者が指定都市（地方</u></p>	<p>字句の改正</p> <p>7の追加</p>

<p>7. この表における寡婦又は寡夫に係る市町村民税の税額の計算については、地方税法第292条第1項第11号イ中「又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのは「、夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの又は婚姻（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。以下イにおいて同じ。）によらないで母となった女子であって、現に婚姻をしていないもの」と、同項第12号中「又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのは「、妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの又は婚姻（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。以下この号に</p>	<p><u>自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項に規定する指定都市をいう。）の区域内に住所を有する者であるときは、これらの者を市の区域内に住所を有する者とみなして、所得割の額を計算するものとする。</u></p> <p>8. この表における寡婦又は寡夫に係る市町村民税の税額の計算については、地方税法第292条第1項第11号イ中「又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのは「、夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの又は婚姻によらないで母となった女子であって、現に婚姻（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていないもの」と、同項第12号中「又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのは「、妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの又は婚姻によらないで父となった男子であって、現に婚姻（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場</p>	<p>7の繰下げ</p> <p>字句の削除</p> <p>字句の改正</p> <p>字句の削除及び改正</p>
--	---	---

において同じ。)によらないで父となった男子であつて、現に婚姻をしていないもの」として、同法の規定を適用する。

8 (略)

9 生計を一にする世帯に属する子どもが支給認定子どものみである場合の利用者負担の月額、第1子(当該支給認定子どものうち、最年長の者をいう。9において同じ。)についてはこの表に掲げる額の全額とし、第2子(当該支給認定子どものうち、第1子を除き最年長の者をいう。9において同じ。)については同表に掲げる額の2分の1に相当する額(同表1 Bの部ひとり親世帯等以外の世帯の項の規定の適用を受ける利用者に係る支給認定子どもにあつては、0円)とし、第3子以降の子ども(当該支給認定子どものうち、第1子及び第2子以外の者をいう。)については0円とする。

10 生計を一にする世帯において、支給認定子ども及び(1)から(6)までに該当する子どもがいる場合の利用者負担の月額は、こ

合を含む。)をしていないもの」として、同法の規定を適用する。

9 (略)

10 生計を一にする世帯に属する子どもが支給認定子どものみである場合の利用者負担の月額、第1子(当該支給認定子どものうち、最年長の者をいう。10において同じ。)についてはこの表に掲げる額の全額とし、第2子(当該支給認定子どものうち、第1子を除き最年長の者をいう。10において同じ。)については同表に掲げる額の2分の1に相当する額(同表1 Bの部ひとり親世帯等以外の世帯の項の規定の適用を受ける利用者に係る支給認定子どもにあつては、0円)とし、第3子以降の子ども(当該支給認定子どものうち、第1子及び第2子以外の者をいう。)については0円とする。

11 生計を一にする世帯において、支給認定子ども及び(1)から(6)までに該当する子どもがいる場合の利用者負担の月額は、こ

8の繰下げ

9の繰下げ

字句の改正

字句の改正

10の繰下げ

<p>これらの者のうち最年長のもの（<u>10</u>において「第1子」という。）が支給認定子どもであるときはこの表に掲げる額の全額とし、第1子を除き最年長の者（<u>10</u>において「第2子」という。）が支給認定子どもであるときは同表に掲げる額の2分の1に相当する額（同表1 Bの部ひとり親世帯等以外の世帯の項の規定の適用を受ける利用者に係る支給認定子どもにあつては、0円）とし、第3子以降の子ども（第1子及び第2子以外の者をいう。）については0円とする。</p>	<p>これらの者のうち最年長のもの（<u>11</u>において「第1子」という。）が支給認定子どもであるときはこの表に掲げる額の全額とし、第1子を除き最年長の者（<u>11</u>において「第2子」という。）が支給認定子どもであるときは同表に掲げる額の2分の1に相当する額（同表1 Bの部ひとり親世帯等以外の世帯の項の規定の適用を受ける利用者に係る支給認定子どもにあつては、0円）とし、第3子以降の子ども（第1子及び第2子以外の者をいう。）については0円とする。</p>	<p>字句の改正</p> <p>字句の改正</p>
<p>(1)から(6)まで (略)</p> <p><u>11</u> ひとり親世帯等であつて、かつ、当該年度分の所得割の額が77,101円未満の世帯に該当する場合における利用者負担の月額を決定するときの<u>9</u>及び<u>10</u>の規定の適用については、<u>9</u>及び<u>10</u>中「全額」とあるのは「全額（同表2の適用を受ける利用者にあつては、2分の1に相当する額）」と、「同表に掲げる額の2分の1に相当する額（同表1 Bの部ひとり</p>	<p>(1)から(6)まで (略)</p> <p><u>12</u> ひとり親世帯等であつて、かつ、当該年度分の所得割の額が77,101円未満の世帯に該当する場合における利用者負担の月額を決定するときの<u>10</u>及び<u>11</u>の規定の適用については、<u>10</u>及び<u>11</u>中「全額」とあるのは「全額（同表2の適用を受ける利用者にあつては、2分の1に相当する額）」と、「同表に掲げる額の2分の1に相当する額（同表1 Bの部ひとり</p>	<p>11の繰下げ</p> <p>字句の改正</p> <p>字句の改正</p>

<p>親世帯等以外の世帯の項の規定の適用を受ける利用者に係る支給認定子どもにあっては、0円)」とあるのは「0円」と、<u>10(6)</u>中「特定被監護者等（当該年度分の所得割の額が77,101円未満（保育標準時間認定又は保育短時間認定を受けた支給認定子どもに係る利用者負担の月額を決定する場合にあっては、57,700円未満）の世帯に属する支給認定子どもに係る利用者負担の月額を決定する場合に限り、適用する。））」とあるのは「特定被監護者等」とする。</p>	<p>親世帯等以外の世帯の項の規定の適用を受ける利用者に係る支給認定子どもにあっては、0円)」とあるのは「0円」と、<u>11(6)</u>中「特定被監護者等（当該年度分の所得割の額が77,101円未満（保育標準時間認定又は保育短時間認定を受けた支給認定子どもに係る利用者負担の月額を決定する場合にあっては、57,700円未満）の世帯に属する支給認定子どもに係る利用者負担の月額を決定する場合に限り、適用する。））」とあるのは「特定被監護者等」とする。</p>	<p>字句の改正</p>
--	--	--------------

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の武蔵野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の規定は、平成30年9月1日から適用する。

（経過措置）

- 2 改正後の別表備考7及び8の規定は、平成30年9月分以後の月分の利用者負担について適用し、同年8月分以前の月分の利用者負担については、なお従前の例による。

（提案理由）

子ども・子育て支援法施行令の一部を改正する政令（平成30年政令第249号）及び子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令（平成30年内閣府令第42号）の施行を踏まえ、所要の改正をするものである。